

# 告 示

## 埼玉県告示第三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、エトリオン・エネルギー3合同会社から小川町の区域内において行われるさいたま小川町メガソーラーについて環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

小川町環境農林課

ときがわ町建設環境課

東秩父村産業建設課

寄居町生活環境エコタウン課

ロ 期間

令和二年一月七日（火）から令和二年二月七日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）